

提案者様

基山町長 小森純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

11月14日に提案を受けた件については現地確認し、現在の街路灯が白熱球で器具の老朽化も確認できました。幹線と幹線の連絡道路でもあり、不特定多数の人が通行すると認められますので、今回は提案どおり設置させていただきます。

2. 取扱いの理由

地域内で必要な防犯灯は、地域で設置していただいておりますが、今回の要望理由のとおり、不特定多数の人が通行されています。また、現在の街路灯が撤去されると防犯上不適当と認められましたので、町で来年度中に設置することとしました。